

「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例  
(案)」の概要に係る意見募集の実施結果概要書

平成28年12月  
政策法務課

1 実施結果

(1) 意見募集期間

平成28年10月14日(金)から11月2日(水)まで

(2) 周知方法等

- ・ホームページへの掲載
- ・チラシの配架(県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、市町村役場)
- ・新聞広告の掲載

(3) 受付意見数 3件

2 意見の概要及び対応方針

(1) 意見募集フォームからの意見

意見	対応
<p>県民が歴史的公文書を保管する義務を負わされるのには反対。必要があれば行政が税金で保管すればよい。県民は県又は市町村に引き渡す努力義務を設ければよいと考える。</p>	<p>本条例は、歴史公文書等の保管を県民に強制するものではありません。歴史公文書等を保有しておられる県民の役割として、保有している歴史公文書等を適切に保存していただくこと、可能な範囲で公開等の活用を図っていただくことをお願いするものです。</p> <p>また、歴史公文書等をお持ちの県民が自ら保存することに支障がある場合、県又は市町村に相談していただきたいと思えます。</p>
<p>県立公文書館が市町村の公文書を保管することに対しては反対。県と市町村の明確な役割分担が必要。ただし、市町村が県にお金を払って、代わりに保管してもらいのであれば、役割分担論は整理がつく。県が無料で市町村の仕事を肩代わりすることはおかしい。</p>	<p>歴史公文書等は保有主体が保存することを基本原則として定めることとしています。従って、災害時等に一時的に保管する等の特別な場合を除き、県立公文書館が市町村の公文書を保存することはありません。</p>

(2) 募集チラシによる意見

意見	対応
<p>全ての条文が努力規定になっており、制定への本気度が伝わってこない。「・・・なければならない」とすべきである。</p>	<p>個人が保有する歴史公文書等については、その保存状態や保存環境は様々であり、現状を踏まえると一様に義務付けすることは難しいと考えます。今回の条例制定を機に、歴史公文書等の保存等の重要性についての理解が広がるよう啓発を行い、安易に廃棄されることなく適切に保存され、引き継がれるよう、公文書館が中心となって市町村や県民と協力しながら取組を始めていこうとするものです。</p>

(3) 文書による意見

意見	対応
<p>県と市町村が保存に努めるのはもちろんだが、自治体史編さん事業等を通して公文書・家文書の蒐集にも取り組んでいただきたい。</p> <p>所有する資料の歴史的な意義の判断は多くの県民には難しく、相談・支援の体制づくりも必要である。</p>	<p>この条例は、貴重な歴史公文書等を保有する主体が適切な保存を行うことを原則として定めて、そのための県、市町村、県民の連携、協力を定めようとするものです。県民が所蔵する資料の相談があれば、県、市町村で連携して対応していきたいと思います。</p>
<p>保存という名のもとに貴重な史料が死蔵されないようにしていただきたい。</p>	<p>この取組が進むことにより、自治体史編さんをスムーズに行っていく基盤が整うものと考えます。</p>
<p>活用するためには、これまで以上に県内外の研究者の閲覧・利用が簡便になるような資料整理と利用システムを構築していただきたい。</p>	<p>資料の活用についてのご提案の趣旨は、今後の取り組みの中で参考としていきたいと思います。</p>
<p>利用した研究者の成果を、発表・展示等で県民に還元する方策を考究していただきたい。</p>	
<p>保存資料の閲覧・公開は厳正に行うことは当然であるが、個人情報保護の名のもとに制限されすぎることがないようにしていただきたい。</p>	<p>県が保存する資料については、従来から定めている県の保存公文書に対する利用請求に対する審査基準に基づき対応することとなります。</p>
<p>想定外の災害等のリスクにも備えた保存管理体制を構築し、併せてデジタル化した歴史資料の分散保存（県外も含めて）をお願いしたい。</p>	<p>歴史公文書等の具体的な保存管理体制等については今後の課題となりますが、ご提案の趣旨は今後の取り組みの参考とさせていただきたいと思います。</p>
<p>映像資料・音声資料が歴史資料となりつつあるが、それらに対応できる資料保存と再生システムの確立とデジタル化を進めていただきたい。</p>	
<p>歴史資料の保存等に関わる公文書館・博物館・図書館の連携を密にし、市町村の歴史資料の発掘・保存活動の中心になってほしい。</p>	<p>3館の連携をこれまで以上に密にして、市町村や民間の歴史公文書等の保存及び利用について協力していきたいと考えます。</p>
<p>博物館・図書館の運営委員会のような第三者の意見を聴くような組織を公文書館にも設置することによって、県民の意見を少しでも反映できるようになるのではないかと思う。</p>	<p>常設的な運営委員会を設けることは考えていませんが、今回の県立公文書館在り方検討会議のように、有識者や市町村の意見を聞く検討会議を必要に応じて設置する等により対応していきたいと思います。</p> <p>なお、公文書館の運営についての御意見は、県民の声などの形で随時受け付けております。</p>